

二 神社・寺院由緒記

神社・寺院の由来を記録したものに、由緒記・縁起類などがある。しかし川辺町に実在する主なる神社(一二)・寺院(一四)には、これらの由緒記はあまり伝わっていない。

〔神社〕

八幡神社(下川辺)	栃井神社(西栃井)	太部古天神社(中川辺)	白山神社(石神)
神明神社(石神)	阿夫志奈神社(上川辺)	春日神社(鹿塩)	天満神社(下飯田)
加茂神社(福島)	太部神社(比久見)	星神社(下吉田)	縣神社(下麻生)

〔寺院〕

廣林寺(下川辺)	禪原寺(西栃井)	養瑞寺(中川辺)	妙雲寺(中川辺)
曹源寺(石神)	本覺寺(上川辺)	金昌寺(上川辺)	長昌寺(鹿塩)
善教寺(比久見)	妙樂寺(比久見)	龍洞寺(比久見)	常善寺(下吉田)
臨川寺(下麻生)	大雄寺(下麻生)		

このうち由緒記のあるものは、神社では、太部古天神社・阿夫志奈神社・太部神社の三社で、いずれも明治年代に

書き換えられたものである。寺院関係では、大正年代以降に書かれたものが多く、記録としての価値に乏しいため、通史編で掲載することとした。なお水手薬師由緒記は、本来東光寺（中川辺・廃寺）にあったものであるが、当町に伝わるもつとも古い由緒記である。

縁起とは、神社・寺院などの由来または靈驗を記したものであるが、当町には俳原観音（下麻生）関係のものが残っている。いずれも十一面観音にかかわるもので、江戸時代以前のものである。別に縣大明神勧請縁起があるが、現在の縣神社が、俳原観音堂の管轄にあったことを、うかがわせている。

神社・寺院の多くは、永年の間には再建され、あるいは火災にあい、また廃止されたものも数多くあった。川辺町の場合も、火災にあった神社・寺院も多く、そのため、貴重な記録類が焼失して残っていない。

一〇三 太部古天神社由緒記

○町内中川辺

太部古天神社所蔵

(解説) 明治一二年の神社調査の際作成されたものである。天神の意義および付近の字名の由来、菅原道真の合祭のこと、栃井・川辺・石神・鹿塩四か村の産神として、惣社であつたことなどの記述がある。また本殿・拝殿・境内社や、その規模についての記録もある。

美濃国加茂郡中川辺村字天神

村社 天神社

一 祭神 不詳古天神ト而已云

一 由緒 美濃国加茂郡川辺村字天神ニ鎮座古天神ノ儀、延喜式神名記ニ美濃国加茂郡太部神社ト奉載有之、御社ト里老ノ口碑ニ申伝、殊ニ境内ニ井戸アリ此ヲ太部井ト申シ、氏神東北ノ字ヲ太保多ト申シ、左右ノ字ヲ天神西・天神東ト申、西北ヲ太北ト称へ、

二 神社・寺院由緒記

南ヲ太久古ト申、神社境内四方ノ字何レモ天神ヲ形トリタル字ニ候、亦曰太部古天神ト云太部神社ノ説アリ、後世菅公ヲ合祭太部神社ノ称号ヲ古天神ト而已云由申伝候、尤往古ハ川辺・石神・鹿塩・栃井四ヶ村ノ産神ニテ川辺ノ惣社ト云、猶天和三ノ頃、石神・鹿塩ニヶ村氏子相離レ、現今ニテハ中川辺・西栃井ニヶ村ノ産土ニ候、往古ノ古例相残り石神村ヨリ祭礼ノ節ハ車引縄持出シ候

一本殿 縦 九尺 舞殿 縦 貳間貳尺

横 九尺 横 貳間貳尺

一 拝殿 縦 五間半 神庫 縦 貳間

横 五間半 横 五間

一 境内 貳千貳百八十四坪 官有地第壱種

一 境内神社 五社

長屋神社

祭神 須佐之男命

由緒 勸請年記不詳、慶長十二丁末年四月建立

棟札有之古来末社トス

祠 縦 壺間壺尺

横 壺間壺尺

第一部 記録の部

津島神社

祭神 須佐之男命

由緒 勸請年記不詳、慶長十六辛亥年五月建立

棟札有之古来末社トス

祠 縦 五尺

横 五尺

蛇毒神社

祭神 櫛名田比売神

由緒 勸請年記不詳、慶長十二丁未年四月建立

棟札有之古来末社トス

祠 縦 五尺

横 五尺

神明神社

祭神 天照大御神

由緒 勸請年記不詳、正徳三癸巳年四月葺替ト

記棟札有之古来末社トス

祠 縦 三尺

横 三尺

山神

祭神 大山祇神

由緒 勸請年月不詳

石建 縦 二尺

横 七寸

一 氏子 三百十三戸

一 岐阜県庁迄拾里余

一〇四 阿夫志奈神社由緒記

○町内上川辺

阿夫志奈神社所蔵

(解説) 明治一二年の神社調査の際作成されたものである。弘仁九年(八一八)春、国内に疫病が流行したこと、延喜年間(九〇一)に定められた神社としての由来、現在の地に遷宮されたこと、また境内社の由緒・規模についての記述もある。

美濃国加茂郡上川辺村字森元

郷社式内 阿夫志奈神社

一 祭神 伊邪那岐命・伊邪那美命・須佐之男命

一 由緒 此時人皇五十二代嵯峨天皇御宇弘仁九戊戌年

春、天下二大疫流行シテ万民臥悩者難算、然ル所依

勅命日本大小ノ神祇ニ於テ、疫病ノ祈禱ヲナシ給フ

テ右祭神ヲ鎮齊疫神ヲ退ケ、天下安堵ノ思ヲナシ可

信可敬謂レナリ、茲ニ川辺郷一同隨心神璽ヲ神永ケ

洞天王山ノ頂ニ、同年九月廿六日社頭建立致シ專ラ

奉祈誓郷民穩ナリ、依テ右郷奉惣鎮守大産土ト敬後、

貞觀元己卯年依神託十一月十三日奉厚朴森ノ地ニ

遷、此時成新掌会儀式ヲ而三十九年ノ間此地ニ鎮座、

既ニ寛平九丁巳年九月十四奉芳賀ノ地ニ遷シ後、人

皇六十代醍醐天皇勅命ニ依リ延喜年中神祇祇神祇官

領ヨリ給、式内神社ト定当国三十九座ノ内阿夫志奈

神社是也、郷中阿夫志奈ハ則大産土ナリ、故ニ神祇

最上齊場所給座跡神系可重謂也、且明治四年正月笠

松県大属井手今滋殿派出ノ上再応御改革ニ依式内標

杭御下付ニ相成、其後明治六年一月岐阜県庁ヨリ九

ケ村郷社ト賜定メ

一 本社 縦 壹間四尺 拝殿 縦 五間四尺

横 壹間三尺 横 三間壹尺

一 境内坪数 貳千五拾坪 官有地第壹種

一 境内神社 拾壹社

大須祢神社

祭神 大須祢比売命

由緒 攝社時ニ文龜壬戌二年国司姉小路基綱卿

御寄付記、大須祢神社神舩ハ飛驒内匠

頭美頭目利忠、位山ノ靈樹ヲ以テ之ヲ

作りシト記シアリ

社殿 縦 三尺貳寸

横 貳尺

乙姫神社

祭神 八坂乙姫命・豊玉姫命

由緒 末社時ニ人皇十二代景行天皇四年七月当

国ニ行幸シ給フ、或時八坂入彦二女アリ

姉ナル乙姫美人ノ聞ヘ奉叡聞ニ、帝御執

心深ク益々同国可児郡久々利ノ里ニ至リ

テ、雖有御情不奉御心ニ隨ヒ、帝御心ヲ

痛メ建飯御所ヲ良モ慰給魚釣ヲ、然ルニ

彼レガ妹入姫ト云アリ品形麗ク器量モ諸

人ニ勝レタリ、召御傍ニ御寵愛不淺成皇

后ト七男六女ヲ産ミ給フト云、扱乙姫ハ

皇后ノ道ヲ嫌ヒ密ニ出テ御所ヲ忍ビ此地
ニ至リ給フテ神去リ給フ、依テ婦人ノ諸
病ヲ祈レバ靈驗速ナルニ依テ諸人拳テ一
社建立ス

社殿 縦 四尺九寸

横 三尺五寸

和田住神社

祭神 鷗鷺草葺不合尊

由緒 末社時二元文庚申五年諸国大早魃田畑作
物ヲ損ジ、此時上川辺村・石神村・鹿
塩村一同シテ奉迎葛谷天王ヲ給、神靡
哉俄ニ大雨ヲ降シ給フ是故諸人拳テ一
社ヲ建立ス

社殿 縦 壱間貳尺壺寸

横 壺間

唐武神社

祭神 日本武尊

由緒 末社時二天文三甲午年天下疫癘流行此時
諸国万民多臥悩者、依之時ノ神主企心
願ヲ十七日間於広前ニ被行大火齋ヲ、

満留夜午ニ乗シタル二十八斗ノ神舩瞭
然トシテ被頭託宜シテ曰ク、汝万民ニ
告ゲテ我が像ヲ拝マセバ、此ノ度ノ疫
癘速ニ去ル事疑ヒナシト曰ヒ果テ燦然
トシテ入リ給フ、依テ一社建立ス

社殿 縦 壺間五尺五寸 拝殿 縦 四間四尺

七寸

横 壺間四尺壺寸 横 貳間四尺

愛宕神社

祭神 軻突知命

由緒 末社時二慶長十五庚戌年此ノ里ニ度々火
災右変火ナリ、依之村中氏子心ヲ合セ
火防祈願ノタメ一社建立ストノ聞伝ヘ
ナリ

社殿 縦 四尺壺寸

横 貳尺八寸

東照神社

祭神 徳川家康

由緒 末社享保年中頃当所ハ飛驒国高山郡代支
配所、当村字御座野ト申処ニ出張役所有

之該役所陣内ニ祭り有り、其後役所同郡
下川邊村ヘ引移リニ及テ、当社境内ヘ遷
シ鎮齊シタルトノ聞伝ヘナリ

社殿 縦 九寸

横 六寸

八幡神社

祭神 本田別命

由緒 末社元龜三壬申年一社建立ス

社殿 縦 三尺四寸

横 貳尺三寸

金毘羅神社

祭神 金山彦命

由緒 末社文化十三丙子年一社建立ス

社殿 縦 貳尺三寸

横 壹尺六寸

山形神社

祭神 大己貴命

由緒 末社承応二癸巳年山県郡鎮守三輪大明神

此地ニ移シ、石原氏神ト崇メ山形神社

ト云、清和源氏ノ嫡流鎮守府將軍八幡

太郎義家ノ三男對馬守義親末孫ナリ、
応永年中長井家ノ旗下ニアリ、石原茂
右衛門義澄澄浪人トナリ此ノ地ニ来リ住

シ一社建立ス

社殿 縦 貳尺四寸

横 壹尺九寸

神明神社

祭神 天照大神

由緒 末社宝永二乙酉年中天ヨリ御祓降り給フ

依之一社建立ス

社殿 縦 三尺貳寸

横 貳尺三寸

稻荷神社

祭神 保食神

由緒 末社寛政二庚戌年為五穀成就一社建立ス

社殿 縦 壹尺六寸

横 壹尺壹寸

一氏子 百八十五戸

一管轄 県庁迄ノ距離拾里

一〇五 太部神社由緒記

○町内比久見

太部神社所蔵

(解説) 太部神社は一時産靈神社と呼称していたが、昭和二年になつて社名が復称された神社である。由緒書には、太部神社の由来から現在地に移転した経緯をはじめ、例祭のさいの山車のこと、本殿・拝殿・境内社や、その規模についての記録もある。

美濃国加茂郡比久見村字榎木戸鎮座

村社 太部神社

一 祭神 国常立之尊・高皇産靈神・神皇産靈神

一 由緒 抑当社儀、式内太部神社ト申ス由、隣村始メ他国ニ至ルマデ聞キ伝ヘ居リ候得共、度々ノ火難ニ焼失致シ、確証ナキガ故ニ明治御改政ノ際当分産靈神社ト号シ、祭神産靈ノ二神ト可称ノ旨被仰渡候間、社号及神名共如斯当分記載候得共、何ニ拠リテ斯ク

被定シヲ不知全ク、当社太部神社ト申ス由緒及書類等従前ハ村長(庄屋)ニ有リシガ、明和年中庄屋安田六右衛門火災ニ罹リ、悉皆焼失仕リ口碑ノミ残レリ、其後享和年中下総国葛飾郡産ト部家渡辺河内守源信喜謹書ノ、当国式内表二式内太部神社ハ比久見村ノ由記載セシ一軸、当村農馬場治左衛門方及其他ニモ有之、又同郡鹿塩村農木沢国太郎方ノ旧記ニモ、式内太部神社ハ比久見村ノ今大梵天王ト号ス是也ト記載アリ、亦天保年中京都吉田殿ヨリ日比野肥後守トカ申セシ人、式内神社及村々神道ノ大意ヲ講セラレテ巡廻ノ砌、式内太部神社ノ標示ヲ建置セシ事モ有之シガ、其後年経テ雨露ニ朽チ見悪キヲ厭ヒ、唯神ニハ新ラシキヲ用フルヲ可ナリト思ヒ、誤テ是ヲ新標ニ建替ヘ、古示ヲ打捨シ事今ニ至リテハ後悔不遑次第、然レドモ今此由吉田殿ニ遺リアランヤ思フ、又其後モ阿波国某式内巡拝ノ者トテ参詣致シ、由緒被尋シ事ナレ共之レモ焼失、後ニシテ何ノ風情ナク、其外ニモ式内巡拝ノ人尋ネ来ル事度々アリシ御社ニシテ、該社ノ元宮往古ハ是ヨリ北ヘ去ル事三町余、字八反田ト云フ処ニシテ今田中神社ト称ス小社ア

リ、之レヲ元太部ト申シ伝ヘテ、境内ノ傍ヨリ清水湧出シ、地形最モ神寂ビテ何トナクサモ可有旧跡ノ風景正ニ顕レタリ

当社往古此地ニ鎮座アリシ時ハ、此地ヨリ藤ノ木辺マデ広キ車道アリ、例祭ニハ山車ヲ出シテ太部前ト字スル田ノ中ニ児童塚（稚子塚）ト云フアリ、此地ヨリ稚子ナル者ニ乗セテ、字藤ノ木辺ヨリ社前マデ曳キ渡ス程ノ大社ナリシガ、火難ノ後今ノ地ニ再建セシト云フ、又山車ノ事ハ再建後トモ云フ、孰レガ是ナルカハ不知モ、唯元太部ノ旧地ヲ廃絶セシ事ヲイタミ、確証跡ノ為ニ小祠ヲ建置キシト申ス証有之、今ノ座地ヨリ壱丁余東南ノ方ニ当リ、俗ニ柏井ト云フ古井アリ、此井古ヘハ神米ヲ炊キシト云フ申伝ヘ有リ、又字八反田ノ内元字田畑ト云フモアリ、今案スルニ太部跡ノ「ヘ・ア」ノツマリバトナリ、跡ノトトタト通ヘハ「タバタ」トナル故ニ、太部跡ト云フヲ誤リテ田畑ト字ニ書キテ字トセシカ、又此田畑ノ意ハ田ノ端ト云フ字ノ意ナラン、又太部神社ノ太部モ地名ヨリ出テ、田辺ノ字田ノヘンノ神社ト云フ事意深キ事アラン、之式内神社ハ此神社ナラン

二 神社・寺院由緒記

一本殿 縦 壱間五尺五寸

横 壱間三尺八寸

一拝殿 縦 五間三尺

横 四間四尺

一境内坪数 四百三十二坪

一幣殿 縦 二間三尺

横 二間

一境内神社 五社

八幡神社

祭神 應神天皇

由緒 不詳、寛永四年丁卯十一月十七日造立棟

札有之、古来末社トス

祠 縦 二尺八寸

横 二尺

神明神社

祭神 天照大御神

由緒 不詳、明暦二年丙申中春二十五日再建棟

札有之、古来末社トス

祠 縦 二尺九寸

横 二尺一寸

南宮神社

祭神 金山彦命

由緒 不詳、安永三年甲午十月三十日建立棟札

有之、古来末社トス

祠 縦 壹尺八寸

横 壹尺三寸

稻荷神社

祭神 宇迦之御魂命

由緒 不詳、文政九年丙戌正月再建棟札有之、

古末社トス

祠 縦 壹尺壹寸

横 壹尺壹寸

秋葉神社

祭神 軻遇槌神

由緒 不詳、寛延貳年己巳正月十八日建立棟札

有之、古来末社トス

祠 縦 一尺二寸

横 一尺六寸

一〇六 水手薬師由緒記

○町内中川辺

水手薬師堂所蔵

(解説) 本尊の薬師瑠璃光如来は元来東光寺(中川辺)にあつたが、室町時代の兵乱により放置されていたものである。尊像は行基作との由来から、現在地に安置した経緯が述べられており、文禄二年(一五九三)の記述である。

濃陽賀茂郡川邊邑水手薬師如来之記

原夫當社薬師瑠璃光如来尊像前聖行基菩薩所彫刻而一刀三禮之靈作也此邑東光寺者其靈蹤也世遠人亡雖不可聞其詳然名號嚴然遺跡猶存里俗之古老相謂云足利氏夫鹿之比京師大乱其餘之於郡國鄉巷乎衛信長氏義勇我國被髮左衽當此世天下神社佛閣頽廢乘弊齊藤氏餘賊寺來于此處爭村莊數玩兵黷武鳴呼哀哉東光寺羅兵火焦土于昔薬師尊容自煨燼中飛去於天神鬱林霄々中林光輝有夜々邨落金鈴音夫金鈴日神皇孫瓊々杵尊天降之二百八

萬餘載以往猿田彥太神守護所自天上投下之神世之靈物非小緣之物而今于茲其聲鏘々爲吉乎爲凶乎諸人以奇異也因亭長社人相謀順光尋訪所謂藥師如來正體炳焉端坐感嘆徹膽悲淚滿眼達于此始末大守社前構方丈假殿安置尊像也抑藥師瑠璃光如來者東方淨瑠璃世界佛而生長萬物大慈大悲之靈妙也蓋舊時寺號據于此乎就中行菩薩道發十二大願令諸有情所求皆得焉其略曰第一大願願我來世得阿耨多羅三藐三菩提時自身光明熾然照耀无量無數無遍世界以三十二大丈夫相八十隨好莊嚴其身令一切有情如我無異第二大願願我來世得菩提時身如瑠璃内外明徹淨無瑕穢光明廣大功德巍巍身善安住燄網莊嚴過於日月幽寡衆生悉蒙開曉隨意所趣作諸事業第三大願願我來世得菩提時以无量無遍智慧方便令諸有情皆得無盡所受用物莫令衆生有所乏少第六大願願我來世得菩提時若諸有情其身下劣諸根不具醜陋頑愚盲聾瘡癰癰瘻背癰白癰癰狂種々病苦聞我名已一切皆得端政黠惠諸根完具无諸疾苦第七大願願我來世得菩提時若諸有情衆病逼切无救无歸无醫无藥无親无家貧窮多苦我名號一經耳衆病悉除身心安樂家屬資具皆豐足乃至證得无上菩提第八大願願我來世得菩提時若有女人爲女百惡之所逼惱極生厭離願

捨女身聞我號已一切皆得轉女成男具丈夫相乃至證得無上菩提第十大願願我來世得菩提時若諸有情王法所繩縛鞭撻繫囚牢獄或當刑戮及餘无量火難凌辱悲愁煎迫身心受苦若聞我名以我福德威神力故皆得解脫一切憂苦第十二大願願我來世得菩提時若諸有情貧无衣服蚊蟲寒熱晝夜逼惱若聞我名專念受持如其所好即得種々上妙衣服亦得一切寶莊嚴具華鬘塗香鼓樂衆伎隨心所翫皆令滿足焉寧偉哉爲末世衆生如是數件垂大願加之釋尊吉曼殊室利日念彼如來本願思惟其義理演說開示隨所樂願一切皆遂求長壽得長壽求富饒得富饒求官位得官位求男女得男女若復有人忽得惡夢見諸惡相或恠烏來集或於住處百怪出現此人若以衆妙資具恭敬供養被如來者惡夢惡相諸不吉祥悉隱沒不能爲患或有水火刀毒懸嶮獅子虎狼熊羆毒蛇惡蠍蜈蚣蚰蜒蚊蟲等怖若能至心憶念彼佛恭敬供養一切怖畏皆得解脫若他國侵擾盜賊反乱憶念恭敬彼如來者亦皆解脫或復有女人臨當產時受於極苦若能至心稱號禮讚恭敬供養彼如來者衆苦皆除所生之子形容端正才智聰明嗚呼彼如來本德出現而憐萬物之仁誠哉至哉佛者萬衆之依圍遶渴仰數示靈驗人者依諸佛擁護訓戒彌得榮達况復使衆生前生者協無量祈願後世者受一切快樂之誓願豈夫空

乎孰忽之孰疎之乎行基彫此形像垂不朽示後生良有以哉
幸安鎮于此處福祿無疆國家繁榮基乎文祿二稔春二月濯
筆於飛川新流乾坤隱客百拜誌焉

一〇七 本尊十一面觀世音像緣起

○町内下麻生

俳原觀音堂所藏

(解説) 多田滿仲(源滿仲、平安中期の武將)の守護仏であつた十一面觀音の緣起を伝えたものである。日本・中国・印度の三国伝來のこと、百草根による医術、麻実の藥物のこと、また麻生の地名の記述もある。

多田滿仲公御守佛

三國傳來閻浮檀金

本尊十一面大悲靈像緣起

東濃賀茂郡麻生郷^(俳)誹原山觀音堂本尊三國傳來閻浮提金十一面大悲尊像奉由來尋者古往神代其旨國之始秋津洲坐跡壘神名少彦名命嚙百草根味開醫術道給藥能試成

自麻實麻仁云藥而記本草細目柳麻生云者麻已生野原而成今哉地名梟其昔成其時者草深而住猪鹿聳七宗山峯飛州大川邊而人家稀寥落松一木宿神廣野原目立梟

一〇八 十一面觀音俳原山安置緣起

○町内下麻生

俳原觀音堂所藏

(解説) 多田滿仲(源滿仲、平安中期の武將)の守護仏であつた十一面觀音の、俳原山安置の由來を記述した緣起である。同十一面觀音は藤原期の作と伝えられる觀音像である。

滿仲公御守佛^(俳)誹原山安置

于時人皇六十一代朱雀天皇天慶九年冬鎮守府將軍多田伊豫守東夷征伐之依勅當國坐下向梟或時張^(俳)誹原野陣給一夜時丑滿時靜頃給顯白髮老翁我此地地主神而北白山老翁之汝清和嫡流而治國家勇氣器量備天晴骨柄也天地神壘感應擁護御神勅守佛信心慾者龍鷲山而釋迦如來

閻浮提黃金盪三尊來向光奉鑄十一面大悲之靈像也作罪惡業深替凡夫身龍沙川水底溺而給歲經慈圓大師法術而顯再盼傳智周爲居歟其後義淵入唐授此靈像而歸朝後不怠爲致深信心傳行基菩薩數多靈像彫刻皆依靈像德坂上將軍田村麻呂鈴鹿之山高名此靈像寄得也得之貞純親王今汝傳持此度東逆從原防一致方便者斯靈像安置而不捷御代關守建一字可信治國安可源氏御代榮彷彿御微聲不折神誠而被照直頭而賜成送納歸宮夜天明明方一木蔭白幣恭揚取而我苟皇流末彼思而賜神憐而賜教御惠任神意靈像十一面關守祭而營精舍給成然敵退散得萬民快樂時源氏御代則榮七堂伽藍造立可致佛飽寄附手自筆給深玉認起請文大悲靈像諸共傳家寶物共殘而賜立

一〇九 十一面觀音堂再建緣起

○町内下麻生

俳原觀音堂所藏

(解説) 二階堂出羽守行藤(鎌倉時代の武将)が、関市の新長谷寺建立後、領地内にあった俳原觀音堂の再建に着

手した時の緣起である。正元二年(一二六〇)十一月のことである。

二階堂出羽守觀音堂再建支

歲送年積重而遇三百六十有余歲正元元年二階堂出羽守新長谷寺有建立而棟上入佛殊終安緒思瞬而如空空魔而新長谷寺觀世音給顯扶亢斯成大伽藍造立叶相佛心力廣太無邊至也雖然汝不知過去因緣前世而破堂塔破佛像經卷其罪不輕可得大焦熱苦處產神社神田寄附依功德得生不計界身定榮耀共彼深前世惡業者身可業病犯盖免此症過去因緣赦度者^(俳)原山觀世音靈驗無双靈佛而玉得天變不思議妙其罪給赦支念悲觀音功德也然過天慶多田滿仲至斯地斯靈像安置而纔營精舍經三百有余年堂舍破冷落汝成再建成者消滅無量罪免身痛疫病現當未來成爲五更空有有大慈大悲御姿雲井遙賜去早東雲覺行夢行藤成寄意思彌信心成誠^(俳)原山觀音堂玉成伽藍造立于時正元二年霜月廿日棟上入佛吉辰撰月柄天台懺法供養導司當山開山上林坊玄善法印大願主二階堂出羽守藤原行藤萬歲不易棟札無殘方成巖

一一〇 俳原観音堂再建縁起

○町内下麻生

俳原観音堂所蔵

(解説) 俳原観音堂は暦応年間(北朝一三三八)に焼失したが、天文一五年(一五四六)玄秀という僧侶によって再建され、その時の縁起である。十一面観音像以外は天文期の作である。

八大龍王依御告再建夏

世中者彼浮月雪花而佛法返依人迎頼少經年積仇過行天文十五丙午當山六代長藏坊玄秀云者若年頃隨登高山成勤行入嶮岨瀧不怠口誦練行夜終向檀開眠晷日終令究驗密之奧儀今傾齡耳順岩戸山入岩窟百日千座修護摩煙玉影向成我天上日神也入大地底成八大龍王遍照滄海在中天施萬民養育盖壑跡嚴島今大牧淵潛水底諸人守勇莊辨財天也汝清潔越他依速成正至降臨也曆應年中觀音堂燒失不殘寶物火中煙爲失共三國傳來佛像無恙今及二百廿

有余年營堂舍無方便不至再建寄附時大悲不德爲似共衆生濟渡御身而替賤凡夫身龍沙川水底溺給漂泊鳧又此度火災而二百余年御流浪御誓諸人助至時哉本堂至再建寄附時里人心爲一致可致本堂再建若有疑者可致村民困窮又靈像悉坐誓尊不潔際輩可蒙不計咎十一面木像刻黃金靈像安置胎内佛不潔忌爲輕參詣諸人可爲成匹天脇立致造立可免八逆科二天前立致造立十惡五濁輕形罪可給守衆生濟渡之因縁必煩敷汝等諸求圓滿基也如揆消賜失長藏坊無勿舛可神意御惠我再建企工夫愆年月送空今月今至時御神勅再建施主輩合心可成伽藍造立勇其夜明方大雨頻成車軸雷電音淒冷無別黑白晝夜飛驒流大洪水無山川平地隔水勢尖漲如流水管時古今成稀夏也鳧此時不思議有樣哉大牧川端爲揚押材木俳原山有切判正是龍王施深惠而給興御普請材木也當尺見者一字桁柱梁長廿尺極而歷劫不思議顯而照求誓深如海賜解觀音妙智力惠程社難有本堂惣梁四間四方枅形出組葺檜皮表唐破風造入檼爲美盡決構棟上入佛撰日柄惟時天文十五年丙午歲八月朔日吉辰日本尊大悲木像彫刻黃金佛靈像爲安置御胸板四天二天木像七佛利益觀世音思惟地獄罪人濟重苦御惠寶珠御手餓鬼道苦飢渴罪人給助御慈悲也念珠御手盃生

道愚痴照破之御誓按山手修羅道鬪爭苦靜深大悲御情持蓮御手人道濟苦盼御惠輪寶手上盼六道能化憐不洩救御誓願供養導司玄秀法印衣袂嬋娟紫紋白綿房持位袈裟貝緒螺聲差遠音種種十惡五逆罪無緣法界平等災障煩惱消滅大慈大悲法緣入佛供養萬歲御代靜謐御祈上上御武運長久民豐浪風五風十雨祭棟願主村中老若萬世不朽祝鳧

一一一 縣大明神勸請緣起

○町内下麻生

俳原觀音堂所藏

(解説) 縣神社創建にかかる緣起である。当時この地方に災害・疫病が流行したため、尾張国大縣神社より勸請し、縣大明神としたとある。永禄八年(一五六五)九月のことである。

縣大明神觀請之夏

茲吉田郷蛇谷山云鳧者往古人皇十二代景行天皇當国堅

二 神社・寺院由緒記

行幸八坂乙姫愛有叡慮鳧共終嫌孕此蛇谷岩窟給遙年經終賜入蛇淵其後有怪敷夏禁人通路此深山幽谷入有無更鳧爰當山中興八世住玄海法印入天台山間峯傳燈阿者梨密法入檀此山林入分給成乙姫蛇躰開蛇穴百日加行潔際成修行株燒護摩供晝夜不分十八道炎中有有顯忿怒形相善哉善哉冊誡法華經讀誦依功德成蛇躰乙姫是成淵千年過齡今日今散三毒煩惱鱗登天上盼分爲龍樹菩薩誓今得佛躰生田夫野人至旱魅時此淵成刈込柴仇犯不淨其時忽災毒蛇而一天俄成車軸拂深淵不淨害向後爲毒蛇天上成不淨汚逆此災害不可得神通自在妙術而叶今道眞賀觀音大悲之御伏我苾來座當冬始麻生地疫癘可致流行依去絶村民胤至時免此災害可便教興遷大縣神社可敬鎮守一字社觀請民安穩可榮曾有疑者終危命汝師檀成所緣者供進而入善道導而可祈世靜謐顯火煙尊躰如消玉失隨衆生意賜興利益程惠難有斯告村民鳧者寄意思成恐于時永禄八年乙丑歲九月朔日尾州大縣遷神社奉齊縣大明神勸請一字社斯免災害觀音大悲御惠行力不動御誓仰不盡夏也鳧

永禄八年乙丑歲

縣宮神前預鍵支配

美濃国賀茂郡下麻生村

第一部 記録の部

誹^(俳)原山觀音堂

別当 上林坊玄海法印印